

平成28年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成28年6月9日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸報告	3
日程第4 報告第1号 平成27年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
日程第5 報告第2号 平成27年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について	5
日程第6 議案第37号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	5
日程第7 議案第38号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	5
日程第8 議案第39号 土地の取得について	5
日程第9 議案第36号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）	5

平成28年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年6月9日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 平成27年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成27年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 議案第37号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第38号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第39号 土地の取得について
- 日程第9 議案第36号 平成28年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員

10番 上林昌三 議員

11番 谷口重和 議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君											
副町	長	田中雅和	君											
教	育	長	増田千秋	君										
総	務	部	長	久野村	観	光	君							
健	康	福	祉	部	長	光	嶋	隆	君					
建	設	事	業	部	長	野	田	泰	生	君				
教	育	部	長	黒	川	剛	君							
総	務	課	長	清	水	清	君							
企	画	財	政	課	長	奥	谷	明	君					
税	住	民	課	長	長	谷	川	み	どり	君				
介	護	医	療	課	長	青	山	公	紀	君				
健	康	児	童	課	長	立	原	信	子	君				
建	設	環	境	課	長	垣	内	清	文	君				
プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	推	進	課	長	山	下	仁	司	君
産	業	観	光	課	長	木	原	浩	一	君				
上	下	水	道	課	長	下	岡	浩	喜	君				
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	馬	場	浩	君	
社	会	教	育	課	長	岩	井	直	子	君				

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	岡	崎	貴	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、安本修君及び7番、垣内秋弘君を指名いたします。

以上の兩名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの15日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から6月23日までの15日間に決定しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理いたしました陳情書2件及び要望書1件は、お手元に配付のとおりでございます。各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

6月町議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第2回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご参集いただき、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

6月に入り、特産であります一番茶の収穫もほぼ終わられたところです。本年の一番茶萌芽日は、平年より6日早い3月30日となりましたが、その後も平均気温の高い状態が続いたことから、高品質のお茶が順調に製造されたと聞き及んでおります。

内閣府の月例経済報告によりますと、景気の先行きにつきましては海外経済で弱さが見られており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあるとの基調判断を示しております。こういった状況の中、6月1日、安倍首相は消費税率10%への引き上げを2019年10月まで再延期すると正式発表を行いました。この再延期は、現下の経済状況を踏まえた苦渋の決断であったと思慮するところではありますが、結果として地方財政への影響が懸念される中、社会保障の財源確保、地域経済活性化や地方創生に対し、国としてしっかり責任を持って強力な対策を講じられるものと期待をしております。

さて、先週、近畿地方は平年より3日早く梅雨となりましたが、梅雨期は、梅雨明け後の盛夏期の水源確保や農業用等に必要である一方、大雨による災害の発生しやすい時期でもございます。

このような中、去る6月1日は地域防災計画に基づき、災害による危険が予想される場所の防災パトロールを関係機関協力のもと実施したところでございますが、今後とも住民の皆様が安心して安全に生活が送れるよう、常に防災関係機関との連携を密にし、また、議員の皆様、住民の皆様のご協力を得ながら、引き続き災害時における対応が円滑に行えるよう各種対策に取り組んでまいりたいと考えております。

今議会に提案させていただきます議案は、平成28年度一般会計補正予算（第1号）など、予算議案1件、条例議案2件、一般議案1件、報告2件の合計6件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明

○議長（田中 修） 日程第4及び日程第5は、いずれも報告でございます。会議規則第37条により、一括して報告を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、報告第1号及び報告第2号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、平成27年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許費の設定を行いました宇治田原山手線整備事業費をはじめとする道路橋梁事業、また、地方創生加速化交付金事業等に係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、平成27年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、新水源（川東取水井）築造工事などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） これで町長からの報告を終わります。

◎議案第37号～議案第39号、議案第36号の一括上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第6から日程第9まで、議案第37号から議案第39号及び議案第36号の4議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第37号から議案第39号及び議案第36号の4議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第37号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、いわゆる番号法に基づき、本町として独自に個人番号を利用する事務等については条例に規定する必要があることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、本町独自に個人番号を利用する事務と、その事務に係る庁内連携及び本町の異なる実施機関内に対する情報の提供に係る規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第38号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準に従い同様の措置を講じるものとして本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、待機児童の解消を目的とした保育士の配置条件の緩和及び小規模保育事業等の設備基準の規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第39号、土地の取得につきましては、都市計画道路宇治田原山手線の道路用地として、土地を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今般お願いいたしますのは、本町大字禅定寺小字高尾6番1外5筆、2万5,671.72㎡、地権者数5名に対するもので、取得予定金額につきましては、1億867万4,000円を予定するものでございます。

続きまして、議案第36号、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在、町立保育所内に併設しております地域子育て支援センターの拡張移設事業費をはじめ、観光によるまちづくりの促進事業費を追加するなど、早期に対応が必要な事業を中心に補正するものであり、補正額は3,437万5,000円の追加となり、補正後の予算総額を44億3,937万5,000円とするものでございます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正の歳入につきましてご説明を申し上げます。

国庫支出金では、個人番号カード交付事業費補助金242万9,000円、地方創生推進交付金435万円、子ども・子育て支援交付金162万7,000円、合計840万6,000円を追加しております。

府支出金では、子ども・子育て支援交付金162万7,000円を追加しております。

寄附金では、お茶の里新興寄附金1万5,000円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金として1,942万7,000円を追加しております。

町債では、道路橋梁改良舗装事業債400万円、観光施設整備事業債90万円、合計490万円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

総務費では、嘱託職員の配置に伴う職員人件費292万7,000円、お茶の里新興基金積立1万5,000円、個人番号カード交付に係る経費242万9,000円、合計で537万1,000円を追加しております。

民生費では、地域子育て支援センターを町立保育所から旧宇治田原町診療所に移設し、機能拡充を図る事業費1,138万4,000円、町立保育所に体調不良児対応型病児

保育のための専用室を整備する事業費 88万2,000円を追加するなど、合計で 1,268万6,000円を追加しております。

商工費では、観光基盤の整備及び観光情報発信の充実に向けた、観光まちづくり促進事業費 870万円を追加しております。

土木費では、町道 2 の 23号線道路拡幅の測量設計費など、町道新設改良事業費 450万円を追加しております。

教育費では、田原小学校に通級指導教室を開設する費用として通級指導教室運営事業費 311万8,000円を追加しております。

次に、第2表、地方債補正につきましては、町道新設改良事業及び観光まちづくり促進事業において、地方債を活用するため、既定の限度額を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。
以上でございます。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第37号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第37号に対する質疑を終わります。

議案第38号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第38号に対する質疑を終わります。

議案第39号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第39号に対する質疑を終わります。

議案第36号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第36号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号及び議案第39号は総務建設常任委員会に、議案第38号は文教厚生常任委員会に、議案第36号は補正予算特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり4議案については、それぞれの常任委員会及び補正予算特別委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。本日はこれで散会します。

次回は6月14日午前10時より会議を開きますので、ご参集願います。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管において十分な審査をお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘